

お知らせ

ヨーロッパウナギのワシントン条約附属書Ⅱへの掲載について

2009年1月14日
経済産業省

2007年6月に開催されたワシントン条約第14回締約国会議は、ヨーロッパウナギ(学名:*Anguilla anguilla*)を附属書Ⅱに掲載することを決定し、2009年3月13日から効力が発生することとなっています。これにより、同日以降、ヨーロッパウナギの輸出入に際しては以下の手続きが必要となりますのでご注意ください。

1. ヨーロッパウナギの国際取引

- 我が国へヨーロッパウナギの加工品を輸入する際には、輸出国のワシントン条約管理当局が発行する「輸出許可書等」を取得した上で、輸入通関の際に税関へ原本を提出することが必要となります。
- 我が国へ生きているヨーロッパウナギを輸入する際には、上述の「輸出許可書等」を取得した上で、経済産業大臣の確認を受け、輸入通関の際に税関へ原本を提出することが必要となります。
- 加工品であるか生きているものであるかにかかわらず、我が国からヨーロッパウナギを輸出する際には、「輸出承認証(E/L)」と我が国のワシントン条約管理当局(経済産業省)が発行する「輸出許可書等」を取得した上で、輸出通関の際に税関へ原本を提示するとともに、輸出先国の税関において「輸出許可書等」を提出することが必要となります。
- ヨーロッパウナギ以外のウナギ(例えばニホンウナギ(学名:*Anguilla japonica*)等)の国際取引に際しては、上述の手続きは不要ですが、通関するウナギが条約の適用を受けるものであるか否かを証することが必要です。
- このため、ウナギを輸出入する場合は、まず契約時などにウナギの種を厳格に確認し、ヨーロッパウナギとそれ以外のウナギが混同しないように適切に区別し、通関の際には学名が記載されたインボイス又は契約書等、学名が確認できる書類を税関に提示してください。

2. 効力発生日前の国際取引

- 上述1. の取扱いは、2009年3月13日から実施されます。
- したがって、その前日までに船積みした貨物については、従前のお取り扱いとなりますので、通関の際、税関にその旨を証する書類(船荷証券又は航空貨物運送状)を提示してください。

問い合わせ先

- 経済産業省 貿易管理部 農水産室 (電話:03-3501-0532)
- お近くの各経済産業局・通商事務所

<http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/import/10yunyuu_sinseimadoguti.htm>